

不法投棄防止看板デザイン使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、廃棄物の不法投棄の未然防止のために作成した「不法投棄防止看板デザイン」の使用取扱に関し、必要な事項を定める。

(デザインに関する権利)

第2条 デザインに関する権利は、福島市に帰属するものとする。

(使用申請)

第3条 デザインの使用に関する申請は不要とする。

(使用料)

第4条 デザインの使用料は、無料とする。

(使用の遵守事項)

第5条 デザインを使用する者（以下「使用者」という。）は、デザインを使用するにあたり、次の掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 不法投棄防止の目的及び用途のみに使用すること。
- (2) 商標権、意匠権等の知的財産を取得しないこと。
- (3) デザインのイメージを損なう使用をしないこと。

附 則

この要綱は、令和8年1月5日から施行する。